

大津町開発事業等指導要綱

大津町

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 公共施設等に関する技術基準（第20条－第31条）

第3章 公共施設の管理の引継ぎ及び公共施設等の用に供する財産の移管に関する基準（第32条－第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本町において実施される開発事業等に対し、一定の基準を定めて無秩序な市街化及び林地開発を防止し、良質な宅地水準の確保及び森林の持つ多面的な働きを維持し、災害の防止及び自然環境等の保全を図り、計画的なまちづくりを進めるとともに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「開発事業等」とは、以下の行為のことをいう。
 - ア 土地の形状、形質、用途又は区画の変更
 - イ 建築物又は特定工作物（この要綱においては再生可能エネルギー発電施設を含む。）の建築
- (2) 「開発区域」とは、開発事業等を実施する土地の区域のことをいう。
- (3) 「開発者」とは、開発事業等の設計、工事等を自ら行う者（請負契約により設計、工事等を行う場合は、その発注者）のことをいう。
- (4) 「公共施設」とは、道路、河川、水路、公園緑地等、消防水利、污水排水施設、雨水排水処理施設、給水施設、ごみステーション等で公共の用に供する施設のことをいう。
- (5) 「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設のことをいう。
- (6) 「協議申請」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）規定に準じて、開発事業等の着手前にあらかじめ町長及び水道事業管理者等（以下「町長等」という。）と協議することをいう。
- (7) 「利害関係者」とは、開発事業等の実施により、環境の変化が生じる次に掲げる者のことをいう。
 - ア 開発区域及び開発区域に隣接する土地と建物の所有者及び使用者
 - イ 地上3階建て以上の建築物の建築にあつては、計画建築物の高さのおおむね2倍の距離の範囲内（日照の変化及び風向の変化が生じる可能性のある範囲内）にある土地と建物の所有者及び使用者
 - ウ 排水等により影響を受けると考えられる者
 - エ テレビ電波の障害を受けると考えられる者
 - オ その他町長が特に影響を受けると認める者

（適用範囲等）

第3条 この要綱は、次の各号の開発事業等のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 開発区域の面積が実測1,000㎡以上のもの
 - (2) 戸数3戸（集合住宅等を含む）以上の建築物の建築
 - (3) 建築面積が500㎡以上の建築物の建築
 - (4) 地上3階建て以上の建築物の建築
 - (5) 宅地化の計画を含む山林分譲等の区画造成行為等で、事業面積が実測1,000㎡以上のもの、又は3区画以上のもの
 - (6) 1,000㎡以上の土地の捨土、盛土、切土を行うもの
 - (7) 再生可能エネルギー発電施設を整備しようとする区域の面積（残置森林等を含む。）が実測1,000㎡以上のもの
 - (8) その他町長が特に必要と認めるもの
- 2 同一開発者（開発事業等を引き継いだものを含む。）が、近接地において継続して開発事業等を行い、その合計面積等が前項第1号から第7号に規定する規模以上となる場合、この要綱を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体等が行う開発事業等で、町長が特に認める開発事業等については、この要綱は適用しない。

（協議申請）

第4条 前条に定める開発事業等を行う開発者は、あらかじめ町長に申し出て、この要綱に規定する事項について開発事業等協議申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 開発者は、前項の申請は、建築確認申請等の諸手続きに先立ち行うものとする。
- 3 開発者は、申請書に次に掲げる図書を添付しなければならない。なお、第10号から第12号については、合理的な理由がある場合は、協議等を整えておく期限を工事着工日の前日までとする。

- (1) 開発区域の付近見取図及び位置図
- (2) 開発区域の土地の地籍図（字図）の写し
- (3) 設計説明書（別記様式第2号）
- (4) 現況図
- (5) 土地利用計画図（縮尺1/500以上で、給排水計画を含む）

- (6) 公共施設及び公益施設（以下「公共施設等」という。）の計画平面図、断面図、構造図
 - (7) 開発事業等に係る公共施設等管理者との事前協議経過書の写し（別記様式第4号）
 - (8) 開発事業等関係地域説明会実施報告書（別記様式第5号）
 - (9) 登記簿謄本の写し
 - (10) 開発区域内に係る開発事業等同意書（所有者と開発者が異なる場合。）（別記様式第3号）
 - (11) 農地転用の許可証の写し（開発区域に農地を含む場合。）
 - (12) 埋蔵文化財包蔵地照会依頼書の写し（別記様式第13号）
 - (13) その他町長等が必要と認めるもの
- 4 第1項の協議申請の内容に変更が生じた場合は、開発者は、次表の区分に応じ、着工前に開発事業等に係る変更（協議・届出）書（別記様式第6号）を町長へ提出しなければならない。なお、当初の協議申請の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合は、当初の協議申請を廃止した上で、新たに第1項から前項までの手続きを実施しなければならない。

変更協議が必要なもの	変更の届出が必要なもの
ア 開発区域の規模変更 イ 建築物又は特定工作物の位置、用途の変更 ウ 公共施設等の位置、規模、設計（構造計算を含む。）の変更	左記以外の軽微なもの

- 5 開発承認日から2年以内に、協議申請に係る事業に着手しなかった場合は、開発事業等を取り下げたものとみなす。なお、2年経過後に開発事業等に着手しようとする場合は、開発者は第1項から第3項までの手続きを再度実施しなければならない。
- 6 法による開発許可申請を行う開発者は、申請書の他は、都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き（熊本県土木部発行。以下「県基準」という。）に示す提出図書により協議申請を行うものとする。
- 7 森林法（昭和26年法律第249号）による林地開発許可申請を行う開発者は、申請書の他は、熊本県林地開発許可制度実施要項（平成8年熊本県要項）に示す提出図書により協議申請を行うものとする。

（開発協議会）

第5条 協議申請に係る開発事業等について関係各課の意見の調整を図り、適切な指導を行うため、大津町開発協議会（以下「開発協議会」という。）を設置する。

- 2 開発協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 開発事業等に係る現地調査及び承認書の立案に関すること
 - (2) 開発事業等に係る完了検査に関すること
 - (3) その他町長等が必要と認める事項
- 3 開発協議会の組織は、協議申請の内容に応じ、第19条第3項の個別管理窓口中、関係する窓口をもって構成し、運営に関する事務は、都市整備部都市計画課において所掌する。

（審査及び指導等）

第6条 町長は、申請書を受理したときは、協議申請に係る開発事業等の計画及び公共施設等の計画が、次の各号に適合するか否かを審査するものとする。この場合において、町長は、関係各課の意見の調整が必要であると認めるときは、開発協議会に協議をさせなければならない。

- (1) 本町のまちづくりに調和しているものであること
- (2) 本町の都市計画をはじめとする各種計画（以下「都市計画等」という。）と調和しているものであること
- (3) 開発者が整備する公共施設等の品質が必要十分であり、町への移管が適切なものであること
- (4) 開発事業等完了後も、災害に対する備えを十分具備している計画であること
- (5) 環境の悪化を招くものでないこと
- (6) 公共施設等に関する技術基準に適合していること
- (7) その他町長等が必要と認める事項

2 町長は、協議申請に係る計画が前項各号に適合しないと認めるときは、計画の変更等を指導するものとする。

3 町長は、協議申請に係る計画が第1項各号に適合していると認めたときは、開発事業等計画承認書（別記様式第7号）により、開発者及び必要に応じ熊本県知事又は熊本県北広域本部土木部長に通知するものとする。

4 開発者が第2項の規定に基づく指導に従わない場合は、町長は協議を中断することができる。（環境保全及び公害防止）

第7条 開発事業等の承認を受けようとする開発者は、開発事業等の工事の施工に当たり、災害の発生及び公害の防止に努めるとともに、住民の生命、財産を守り、文化財及び自然の美観等を保全するよう最大限の注意を払わなければならない。

2 開発者は、前項に関しあらかじめ環境への影響を調査し、町長等及び関係機関に協議するものとする。

3 開発者は、開発事業等に係る工事の施工により発生する公害については、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）、熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）、大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和5年大津町条例第9号）等を遵守し、必要な公害防止施設を整備するなど、自己の責任において関係住民等に被害を及ぼすことの

ないよう万全の措置を講じなければならない。また、関係住民等からの苦情に関しては、開発者の責により誠意を持って対応しなければならない。

(利害関係者等との調整及び被害の賠償等)

第8条 開発者は、開発事業等の計画を定めるに当たり、あらかじめ利害関係者と協議し、調整を図り、開発事業等への理解に努めなければならない。

2 開発者は、開発事業等の計画内容について利害関係者への説明を行うものとし、説明に当たっては説明会の開催に努めること。なお、説明後は、開発事業等関係地域説明会等実施報告書(別記様式第5号)を速やかに町長へ提出しなければならない。

3 開発者は、開発事業等の実施に当たり、利害関係者との間に紛争が生じたときは、責任をもって解決しなければならない。

4 開発者は、開発事業等の実施に当たり、他人に損害を与えたときは、開発者の責任において速やかに賠償等を行い、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

5 開発者は、宅地造成を行う場合にあっては、地域の代表者と協議し、地域コミュニティの構築に向け、分譲の相手方(集合住宅にあっては住宅所有者及び入居者)に対し自治会等への加入の周知を行わなければならない。

(公共施設等の整備)

第9条 開発者は、開発区域及びその周辺地区内の公共施設等について、この要綱の定めるところにより、整備計画を定めなければならない。

2 開発者は、前項の整備計画に基づき、原則として開発者の負担において、開発区域及びその周辺地区内の公共施設を整備しなければならない。

(工事着工・工事廃止・完了調査・公共施設等の移管等)

第10条 開発者は、開発事業等に係る工事に着手するときは、開発事業等工事着工届(別記様式第8号。以下「着工届」という。)を町長に提出しなければならない。なお、着工届には、工事工程表、連絡体制表及び緊急連絡網を添付するものとする。

2 開発者は、開発事業等に係る工事を終えたときは、開発事業等工事完了届(別記様式第9号。以下「完了届」という。)を町長に提出しなければならない。なお、完了届には、竣工図面及び竣工写真並びに工事完成後被覆され確認できない上下水道等については、工事中及び段階確認検査の写真を添付するものとする。

3 承認を受けた開発事業に関する工事を廃止する場合は、開発者は、速やかに開発協議等に関する工事の廃止の届出書(別記様式第10号。以下「廃止届出書」という。)を町長に提出しなければならない。なお、廃止届出書には、今後の用途及び廃止時の土地の状況を示す図面等(現況図と写真)を添付しなければならない。加えて、開発事業をむやみに途中で廃止すると、その周辺の地域に土砂の流出、溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりするおそれがあるため、承認に付された条件を履行するとともに、十分な対策を講じるものとする。

4 町へ公共施設等を無償提供する場合は、開発者は、第33条に規定する必要書類を添付しなければならない。

5 町長は、完了届を受理したときは、当該開発事業等が第6条第1項各号に適合しているかどうかを確認するものとする。この場合において、町長は、関係各課の意見の調整が必要であると認めるときは、開発協議会に協議をさせなければならない。

6 町長等は、当該開発事業等が第6条第1項各号に適合していないと認めるときは修補、手直し等の指導を行うことができる。

7 前項の場合において、開発者は、修補、手直し工事を完了したときは、町長等の確認を受けなければならない。

8 町長等は、第5項及び前項の確認の結果、当該開発事業等の内容が第6条第1項各号に適合していると認められる場合には、公共施設等の移管を受けることができる。

9 第1項の完了届提出後に、内容の変更が生じた場合は、開発者は、速やかに開発事業等に係る変更承認申請書(別記様式第11号)を提出しなければならない。なお、当初の協議申請の内容から大幅に変更等が生じる場合は、第4条第1項から第3項までの手続きを再度実施しなければならない。

(協定等の締結)

第11条 開発者は、町長等が必要と認める場合においては、環境の保全に関する協定、まちなみの美観に関する協定、公共施設等の整備及び維持管理に関する協定等を締結しなければならない。

(地位の承継)

第12条 この要綱による協議申請をした開発者及び前条による協定等を締結した開発者から、当該開発事業等に係る権限等を取得し開発事業等を行おうとする者は、その地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継しようとする開発者は、地位承継届出書(別記様式第15号)を町長に提出しなければならない。

(行政指導の遵守)

第13条 開発者は、計画、設計、施工、防災、環境保全、費用負担等について、この要綱を遵守し町長等の指導に従って施工しなければならない。

2 この要綱の規定の適用について明らかでない事項があるときは、開発者は、町長等と協議しその指示に従わなければならない。

3 開発者は、開発事業等に関する個別法令等を遵守しなければならない。

(開発区域及び周辺の保全)

第14条 開発者は、開発事業等に係る工事の施工に当たり、交通事故及び公害を未然に防止するため看板の設置を行うものとする。また、工事期間中に関係車両が利用する道路については、その交通量及び通勤、通学の時間帯を勘案して選定することとし、その沿線及び開発区域周辺に対する騒音、振動、粉塵の発生抑制に努めなければならない。

2 開発者は、開発区域への資機材搬入等のために町が管理する道路を使用する場合には、あらかじめ都市整備部建設課に協議を行うとともに、道路を汚損し、又は破損させた場合には直ちに修繕を実施しなければならない。

3 開発者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他廃棄物の処理に関する関係規程を遵守し、開発事業等に係る工事の施工を行わなければならない。

4 再生可能エネルギー発電施設等で、所期の目的が達成され施設等を全て撤去することとなった場合、開発者は、再生可能エネルギー発電設備撤去届出書（別記様式第12号）により町長に届出を行わなければならない。また、設備等の取り片付けが完了したときは、町長等の確認を受けなければならない。

(防災体制)

第15条 開発者は、不慮の災害に対応するために緊急連絡網を整備し、第10条第1項の着工届提出の際にこれを添付しなければならない。

2 開発者は、開発区域内及びその周辺の地形、地質、過去の災害等の調査を行い、地域の意見等を徴して防災計画を立てるとともに、開発事業等に係る工事に起因した土砂の流出を未然に防止するために、仮設沈砂池、仮設排水、土砂流出防止柵設置等の必要な仮設防災施設を設けなければならない。

3 開発者は、開発区域内において想定外の土質変化、湧水、地盤の沈下、その他危険な状況が発生した場合は、直ちに町長等へ届け出るとともに、周囲の安全が確保されるよう必要な措置をとらなければならない。

4 台風及び集中豪雨等が予見される場合には、開発者は、あらかじめ開発区域内の警戒、保全を行うこととし、現に土砂流出等の災害が発生した場合には、直ちに臨機の措置をとらなければならない。

5 町長等は、開発者の防災体制に不備があると認められる場合は、開発区域への立入調査を行うことができる。

(埋蔵文化財等の確認)

第16条 貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）かの確認は、大津町教育委員会に埋蔵文化財包蔵地照会依頼書を提出して開始するものとする。

2 開発区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれている場合は、開発者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定に基づく文化庁長官への届出手続きを行わなければならない。

3 開発区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合であっても、開発者は、出土品の出土等により、貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、かつ、遅滞なく、大津町教育委員会に届け出るとともに、文化財保護法第96条第1項に基づく文化庁長官への届出を行わなければならない。

4 開発区域の周辺に、史跡名勝天然記念物（以下「史跡等」という。）がある場合には、開発者は、開発事業等の実施により史跡等を破損し、又は汚損させてはならない。

5 史跡等により景観が保たれている地区周辺での開発事業等を計画する場合は、開発者は、その景観を維持するため十分な配慮をしなければならない。

(農地、農業用施設等の保全)

第17条 開発区域内から排出される処理水等を放流する場合は、開発者は、農地、農業用施設等に悪影響を及ぼすことのないよう河川等の管理者のほか水路管理者（土地改良区等）とあらかじめ協議を行い、放流の許可又は同意を得なければならない。

2 開発に伴い、農業用水路を改修する場合は、開発者は、農業用水路を利活用している農地を調査し、改修後であっても農業用水路としての機能を確実に確保しなければならない。また、一時的に水の流れを変更する必要があるときは、水路管理者と協議の上、農業用水路を利活用する農業者に周知しなければならない。

3 開発事業等に起因して農作物、農地、農業用施設等に損害を与えたときは、開発者は損害を受けた者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(再生可能エネルギー発電施設の届出)

第18条 第3条第1項第7号に係る協議申請を行う開発者は、協議申請に併せ、再生可能エネルギー発電施設設置予定届出書（別記様式第14号）を、住民生活部税務課に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、開発者と協議の上、決定する。

2 この要綱による手続き窓口は、都市整備部都市計画課とする。なお、開発者において施工上の疑義等が生じた場合には、公共施設等の個別管理窓口 directly 協議を行うことができる。

3 公共施設等の個別管理窓口は次表に示すとおりとする。

公共施設等	個別管理窓口
手続き窓口	都市整備部都市計画課
道路（里道を含む）	都市整備部建設課
河川、水路	都市整備部建設課
農業用水路	産業振興部農政課、おおきく土地改良区、護川土地改良区
雨水調整池、雨水浸透枳	都市整備部建設課
公園緑地等	都市整備部都市計画課
上水道	大津菊陽水道企業団
下水道（汚水）	都市整備部下水道課
下水道（熊本中核工業団地内の雨水）	都市整備部下水道課
浄化槽	都市整備部下水道課
消防水利	総務部防災交通課及び菊池広域連合消防本部警防課
ごみステーション	住民生活部環境保全課
文化財	教育部生涯学習課
集会所用地	総務部総務課
義務教育施設用地	教育部教育施設課
再生可能エネルギー発電施設に係る環境保全協定	住民生活部環境保全課
伐採及び伐採後の造林の計画の届出関係	産業振興部農政課
農地の転用	農業委員会
学校区	教育部学校教育課
再生可能エネルギー発電施設に係る資産の届出	住民生活部税務課

4 農林漁業施設の新設・規模拡大については、農林漁業に従事している者が、自己の業務や居住の用に供するための開発業務となるため、通常と異なる協議内容とする。

第2章 公共施設等に関する技術基準
(公共施設)

第20条 開発事業等を行おうとする土地の区域及びその周辺の区域において、既に道路、公園、水道、下水道その他の公共施設に関する計画が定められている場合には、開発者は、当該開発事業等の計画は、これらの計画に適合するよう計画しなければならない。

(街区及び宅地開発の基準)

第21条 街区の構成は、原則としてその形状を長方形又はこれに近い形状とし、予定区画数のゆとりある配置が可能な面積を確保しなければならない。

2 開発事業等における戸建住宅の一画地の面積は、原則として次表に掲げる値以上で計画しなければならない。

区域 ※	平均面積	最低面積
居住誘導区域内	175㎡	150㎡
居住誘導区域外	180㎡	165㎡

※大津町立地適正化計画に基づく区域

3 開発事業等における戸建住宅及び集合住宅の画地は、公道等における違法駐車が生じないように、予定建築物や駐車場棟に必要な面積を確保するものとする。加えて、集合住宅地においては、計画戸数に対して1台以上の駐車場を確保し、路面は簡易舗装以上の舗装で施工しなければならない。

(道路)

第22条 道路は、開発区域外の道路計画及び都市計画道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外の既存道路と接続するものは、双方の道路の機能が、有効に発揮されるよう設計しなければならない。

2 開発区域内の道路計画は、開発区域の面積、通過発生交通量、交通施設計画及び居住者の安全を勘案して、次に掲げる道路が適切に配置されるよう計画するものとする。

- (1) 開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する街路及び住区内の主要道路(以下「幹線街路」という。)
- (2) 開発区域の近隣分区あるいは隣保区を形成し、幹線街路に連絡する道路(以下「補助幹線街路」という。)
- (3) 開発区域の区画を形成し、画地の交通の用に供する道路(以下「区画街路」という。)

3 法による開発許可の対象とならない規模の開発事業等については、道路位置指定申請をこの要綱による開発事業等計画承認書(別記様式第7号)を添付の上、申請すること。なお、都市整備部建設課と協議のうえ、道路の移管帰属が明確なものはこの限りでない。

4 道路等の公共施設と開発地との土地の境界について、石杭や金属標等で境界を明示しなければならない。

(道路の設計、構造)

第23条 開発区域内の道路構造等は、次の各号により計画するものとし、これにより難しい場合には道路

構造令(昭和45年政令第320号)及び大津町内道路工事に係る承認基準を基に計画するものとする。

(1) 開発区域内の道路の幅員は、次表に掲げる数値を標準とする。

標準道路幅員

(単位：m)

種別		開発規模			
		0.1ha未満	0.1ha以上 3ha未満	3ha以上 20ha未満	20ha以上
住宅用の開発	幹線街路	—	—	—	12~18
	補助幹線街路	—	—	9	9
	区画街路	6(5)	6(5)	6(5)	6(5)
その他の開発	幹線街路	—	—	—	12~18
	補助幹線街路	—	9	9	9
	区画街路	6	—	—	—

注 「(5m)」は、住宅用の開発で、区画街路の両端が既存道路(幅員4m以上6m未満)に接続し、かつ延長が120m以下である場合の特例値とする。

(2) 次に掲げる道路の区間には、車両の路外逸脱防止や歩行者自転車等の安全な通行を確保するために防護柵を設けるものとする。なお、防護柵の種別形式の選定及び設置方法については、公益社団法人日本道路協会の「防護柵の設置基準・同解説」に準ずるものとする。

ア 車両乗員に被害を及ぼすおそれがあると考えられる路側高さが2m以上の区間

イ 道路ががけ、沼、河川、水路等に近接している区間で必要と認められる区間

ウ 道路が鉄道又は他の道路と5m以内に近接している区間

エ 曲線半径が300m以下の道路で、前後の線形を考慮した上で必要と認められる区間

オ 4%を超える下り勾配の道路で必要と認められる区間

カ 変形交差の道路で必要と認められる区間

キ 橋梁、高架等の前後又は橋脚等の付近で特に必要と認められる区間

ク 歩行者等を車両から保護するために必要な区間

ケ 歩行者の横断防止のために必要な区間

コ 歩行者の路外への転落を防止するために必要な区間

(3) 次に掲げる道路交差点には、道路照明を設けるものとする。なお道路照明の種別形式の選定及び設置方法については、公益社団法人日本道路協会の「道路照明施設設置基準・同解説」及び一般財団法人国土技術研究センターの「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に準ずるものとする。

ア 幹線街路と幹線街路の交差点

イ 幹線街路と補助幹線街路の交差点

ウ 補助幹線街路と補助幹線街路の交差点

(4) 道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、道路法(昭和27年法律第180号)第45条及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条に基づき、交通安全関係機関と協議の上、道路標識及び区画線等を設けるものとする。

(5) 道路排水施設については、道路の雨水等を有効に排水するため、道路敷内にU字側溝(断面は0.3m×0.3m以上)等を設けるものとする。

(6) 開発区域内の道路の舗装構成は下層路盤15cm、上層路盤10cm、表層5cmとする。
(道路占用物件の埋設深さ等)

第24条 開発区域内の道路に上下水道等を埋設する場合、埋設の深さ及び埋設を示す標識テープの色彩は次表の基準のとおりとする。なお、やむを得ず上記基準未満になる場合には、開発者は、適宜道路管理者と協議を行うこと。また、埋設管の深さが1.0m未満となる場合には、コンクリート巻等で管を保護するものとする。

種別	埋設の深さ(道路面から埋設管頂までの距離)		埋設標識テープの色彩
	車道	歩道	
上水道	1.0m以上	1.0m以上	青色
下水道	1.2m以上	1.2m以上	茶色
ガス管	0.6m以上	0.5m以上	緑色
電力線	0.6m以上	0.5m以上	オレンジ色
電話線	0.6m以上	0.5m以上	赤色

2 開発区域内の道路への電柱・電話柱(支線及び支柱を含む)の設置は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には設置を認めるものとする。

(1) 開発区域内の道路が歩道を有する道路であり、その歩道内の車道側に設ける場合

(2) 開発区域内の道路に法敷があり、その法敷に設ける場合

(3) 開発区域内の道路の規定幅員外に植栽帯等の施設帯があり、施設帯に設ける場合

(公園、緑地又は広場の設計、構造)

第25条 開発事業等における公園、緑地又は広場(以下「公園緑地等」という。)の設置の技術的基準は、都市公園法(昭和31年法律第79号)等の関係法令及び県基準に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

(1) 公園緑地等の面積は次表に掲げる値以上とする。ただし、5ha以上の開発行為で、予定建築物等の用途が住宅である場合は公園とし、主として第2種特定工作物の建築の用に供する開発については、公園の設置を必要としない。

公園の規模

開発区域の面積	公園の面積
0.3ha未満	不要
0.3ha以上 1 ha未満	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所
1ha以上 5 ha未満	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所300㎡以上
5 ha以上20ha未満	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所300㎡以上 (うち1,000㎡以上のものが1箇所以上)
20ha以上	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所300㎡以上 (うち1,000㎡以上のものが2箇所以上)

緑地又は広場の規模

開発区域の面積	緑地又は広場の面積
0.3ha未満	不要
0.3ha以上 5 ha未満	開発区域の面積の3%以上
5 ha以上20ha未満	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所300㎡以上 (うち1,000㎡以上のものが1箇所以上)
20ha以上	開発区域の面積の3%以上で、かつ、1箇所300㎡以上 (うち1,000㎡以上のものが2箇所以上)

(2) 公園緑地等の面積の特例として次のアからウのすべてを満たす場合は、公園緑地等の設置は必要ない。

ア 開発区域の面積が0.3ha以上 5 ha未満の開発行為

イ 開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合又は予定建築物及び敷地の用途が住宅以外のものである場合等の開発行為

ウ 開発区域の周辺に、町内にある既設の街区公園(次表に掲げる面積0.25haを標準とする。)以上の公園があり、新たな開発の区域全てが各公園の中心から次表に掲げる誘致距離内にある場合でかつ、居住者(予定建築物の用途が住宅以外のものである場合はその利用者等)が支障なくその公園を利用できる場合

公園の規模及び誘致距離

区分	面積	誘致距離
街区公園	0.25ha以上	250m以下
近隣公園	2ha以上	500m以下
地区公園	4ha以上	1,000m以下

(3) 開発者は、開発区域に公園を設ける場合は、災害時における一時避難場所等の役割を果たすことを考慮し、次のアからカまでに留意し、原則として開発区域の中央に計画するものとする。また、防犯上の観点から1,000㎡未満の公園にあっても出入口を2箇所以上とすることが望ましい。

ア 高圧線下は、凧揚等の遊戯に危険であり、また、災害時の避難場所として適当でないため、できるだけ公園としないこと。

イ 公園の外周が幹線街路、鉄道、水路等に接する場合は、柵、塀、植樹帯等を設け、利用者の安全を図ること。

ウ 公園の排水計画は、5年確率の計画降雨量を有効に排出できるよう計画すること。また、運動に供する部分の表土は、雨水を排水し易い土質とすること。

エ 公園に設ける施設は、都市公園法第2条及び同法施行令第4条に基づき設置するものとするが、あらかじめ都市整備部都市計画課と調整を図ること。

オ 車椅子、ベビーカーの乗り入れが容易なものであること。

カ 公園用地内に便所を設ける場合は、機能的、衛生的な施設であると同時に、防犯性が高く維持管理がしやすい施設であり、誰もが使いやすいものとする。

(消防水利の設計、構造)

第26条 開発者は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)を参考に開発地周辺の消防水利環境を確認した上で開発行為を行うよう努めるものとし、詳細は総務部防災交通課と協議を行わなければならない。ただし、消防水利の新設等の場合、総務部防災交通課から求められたときは、菊池広域連合消防本部警防課と協議を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法に基づく協議が必要な場合は、総務部防災交通課及び菊池広域連合消防本部警防課と協議を行わなければならない。

3 消防水利の給水能力は次の各号のとおりとしなければならない。

(1) 消防水利は、常時貯水量40㎡以上又は取水可能水量が毎分1㎡以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの。

(2) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けること。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。

(3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するもの。

4 前項各号の給水能力を有する消防水利を確保することが困難であって法に基づく協議が必要な開発以外の場合は、開発者は、総務部防災交通課と協議の上、次の各号を消防水利とすることができる。なお、この場合の消防水利は、消防水利の基準には適合しない消防水利となることに留意しなければならない。

- (1) 防火水槽は、常時貯水量20m³以上40m³以下であって、その防火水槽から第7項の表に定める半径の範囲内にある河川等又は給水設備等からの給水により、前項第1号と同等の給水能力となることを見込まれるもの。
 - (2) 消火栓は、近隣に前項第2号の直径150mm以上の管が無い場合は、消火栓の管を直径75mm以上とすることができる。なお、直径75mm以上150mm未満の管に消火栓を新設する場合は、消火栓の設置に関し、大津菊陽水道企業団と事前に設置の可否を協議しなければならない。
- 5 消防水利の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 地盤面からの落差が4.5m以下であること。
 - (2) 取水部分の水深が0.5m以上であること。
 - (3) 消防ポンプ自動車容易に停車できること。
 - (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6m以上又は直径が0.6m以上であること。
- 6 消防水利に付属するホース格納庫には、呼称65の筒先1本及び20mホース3本を格納しなければならない。なお、消防水利が地下式消火栓の場合は、呼称65の単口引き上げ式スタンドパイプ1本及び地下式消火栓開閉用MHキーハンドル1本を追加して格納するものとする。
- 7 開発区域の近隣に消防水利がある場合で、その消防水利の中心（防火水槽等にあつては吸管投入口の中心）から次表に定める半径に開発区域の一部が含まれている場合は、開発者は、消防水利の設置を省略することができる。ただし、法に基づく協議が必要な開発においては、その消防水利の中心（防火水槽等にあつては吸管投入孔の中心）から次表に定める半径に開発区域全域が含まれている場合のみ、消防水利の設置を省略することができる。

区域	地域	用途種別	半径
都市計画区域	用途地域	近隣商業地域	100m
		商業地域	
		工業地域	
		工業専用地域	
	その他の地域	上記以外の用途地域	120m
			140m

- 8 防火水槽を新設し、町が管理する公設防火水槽とする場合は、開発者は防火水槽用地を分筆し、寄附により町へ移管しなければならない。

(污水排水施設の設計、構造)

第27条 公共下水道（雨水を除く）事業計画区域又は農業集落排水処理施設区域内で、開発区域の一辺に町が管理する管渠が整備されているときは、開発区域の污水排水をその管渠に接続するものとし、設計に当たっては、次の各号の基準及び公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」並びに県基準に合わせ計画しなければならない。また、開発区域の一辺に町が管理する管渠がない場合で、かつ、管渠の位置が開発区域の近くにある場合において、開発者の費用負担により接続をしようとする場合は、あらかじめ都市整備部下水道課と協議を行わなければならない。

- (1) 污水排水施設の管渠（開発区域内の道路に整備する管渠）の材質は、下水道用硬質塩化ビニル管とし、最小内径は150mmとする。また、宅地開発における画地と管渠を接続する取付管の材質は、下水道用硬質塩化ビニル管とし、最小内径は100mmとする。
 - (2) 開発区域内の道路に整備する管渠の最小勾配は0.35%以上、設計流速は最小で0.6 m/sから最大で3.0m/sとする。
 - (3) 管渠を流末とする取付管の始点は、当該画地と道路との境界から画地側へおおむね1 mの位置とし、始点には小口径硬質塩化ビニル製榦を設け、最小内径は200mmとし、荷重がかかる場合は防護蓋を設置すること。また、宅地開発に該当しない工場等の計画の場合は、計画汚水量に応じた榦・マンホール等を設置すること。
- 2 公共下水道（雨水を除く）認可区域又は農業集落排水処理施設への接続が難しい場合には、開発者は、放流水の放流先の管理者（土地改良区等の水路管理者を含む。）の同意を得た上で次の各号の基準を満たした合併処理浄化槽による污水の処理を計画しなければならない。なお、おおむね3年以内に公共下水道が整備されその供用開始が確実な場合にあつては、合併浄化槽を設置せず汲み取り式とすることができる。
- (1) 合併浄化槽で処理された放流水は、生物化学的酸素要求量（BOD）の日間平均値が1 ℓにつき20mg以下でなければならない。
 - (2) この条項で定める基準のほか、熊本県合併処理浄化槽設置指導要項（平成11年要項第520号）の定めるところによる。
- 3 合併処理浄化槽の放流先が確保できない場合の蒸発拡散方式による処理、貯留方式による処理を計画する場合は、開発者は、あらかじめ都市整備部下水道課と協議を行わなければならない。

(雨水排水処理施設の設計、構造)

第28条 開発区域内の雨水については、当該開発事業等の用途及び開発面積にかかわらず流出抑制対策に努めるものとし、原則として開発区域内で雨水の処理をしなければならない。ただし、オーバーフロー水については、開発区域の周辺に河川、水路、道路側溝等（以下「河川等」という。）がある場合で、河川等の管理者（土地改良区等の水路管理者を含む。）がその河川等を開発区域から排出される雨水の流末として放流の許可又は同意を得たものはこの限りでない。

- 2 開発事業等を行う場合の雨水処理については、大津町雨水排水設置基準によるものとする。

- 3 前項の規定による調整池に関しては、維持管理用の進入路、転落防止用の柵等の詳細な構造を町長等と協議するとともに、町への引渡しの日翌日から起算して2年以内は、構造的な欠陥の修繕、隠れた瑕疵の修繕・改良を開発者の責任において実施するものとする。
- 4 開発地から雨水が流出しないよう、開発者は開発地の境界沿いにブロック又はグレーチング付き側溝の設置等、物理的な対策を講じなければならない。

(給水施設の設計、構造)

第29条 住宅地を開発する場合及び工場等を開発する場合は、開発者は、水道法（昭和32年法律第177号）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）並びに大津菊陽水道企業団給水条例（平成10年大津菊陽水道企業団条例第2号）、大津菊陽水道企業団給水条例施行規則（平成10年大津菊陽水道企業団規則第2号）に基づき、上水道施設の計画・整備を行わなければならない。

- 2 給水計画は、開発区域の規模、高低差等の地形、予定建築物の用途及び配置を勘案するとともに、当該開発区域を経由して周辺地域に給水する可能性も検討し、次表の計画給水量を標準として計画しなければならない。

計画給水量

区分	給水量
1人1日平均給水量	280 ℓ
1人1日最大給水量	350 ℓ
時間最大給水量(1人1日に換算)	530 ℓ

- 3 配水管は、次の各号に適合するよう設計及び施工を行わなければならない。
 - (1) 道路部における配水管の埋設深さは、路面から管頂までの距離を1m以上とすること。
 - (2) 配水管の最小動水圧は、0.15Paであること。なお、開発区域直近の消火栓使用時においても正圧を保つものであること。
 - (3) 管路のあらゆる地点についても、有効水圧が平時、火災時のいずれに対しても所定の動水圧をこえ、かつ、給水区域内における水圧の分布ができるだけ均等となるようにすること。
 - (4) 平時、火災時の双方について水力計算を行い、有効水圧がそれぞれ所定の動水圧を超えるよう管径を計算し、両者のうち最大となる方を採用すること。
 - (5) 配水管は、いわゆる死水を発生することのないよう、行き止まり管を避け網目式に配置すること。やむを得ず行き止まり管となる場合は、その末端にドレン管を設けること。
 - (6) 給水区域が系統を異にする2以上の給水区域からなっている場合は、それらの境界付近の配水支管を相互に連絡し、可能なかぎり本管相互も連絡すること。
- 4 前項に基づく設計計画については、開発者は、大津菊陽水道企業団給水条例第6条の規定の基づき、水道事業管理者と協議を行わなければならない。

(一般家庭ごみ集積施設の設計、構造)

第30条 宅地開発を行う場合、開発者は、おおむね10画地に対し1箇所の一般家庭ごみ集積施設（以下「ごみステーション」という。）を設けなければならない。なお、開発区域内で住宅以外の用途の建物を計画する場合、その建物から排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項の規定に基づき、排出者自らが処理しなければならない。

- 2 前項のごみステーションは、次の各号に適合させなければならない。
 - (1) ごみステーションの設置位置は、あらかじめ町のごみ回収ルートを確認し、当該ルートの沿線に設けること。ただし、開発区域内の区画街路の幅員が6m以上で、かつ、その区画街路の両端が幅員6mを超える町の回収ルートに接続している場合は、開発区域内の区画街路沿線に設けることができる。やむを得ず区画街路沿線外にごみステーションを設置する場合は、ごみ収集車が安全かつ円滑に停車及び転回ができるスペースを確保すること。
 - (2) ごみステーションの設置は、コンクリート等の堅固な床版上に行うものとし、雨水等の滞留防止に配慮すること。また、台風、突風により転倒等することのないよう固定すること。
 - (3) ごみステーションの容量は、次表の基準を満たすこと。ただし、倉庫タイプの製品を設置する場合は、高齢者及び障がい者等の使用にも配慮し、容量算定時の高さは1.5m以下とすること。

区分	容量（1戸あたり）
集合住宅（1K、1R、1DK、1LDK）	90 ℓ
集合住宅（2DK、2LDK以上）	140 ℓ
戸建て住宅	230 ℓ

- (4) ごみステーションの構造は耐久性に優れ、カラス、犬、猫等の小動物が侵入できないものとする。
- 3 ごみステーションの設置にあわせ、町が作成する地区別ゴミ収集日程表を掲示するものとする。

(公共・公益的施設の設計、構造)

第31条 開発者が整備する道路、公園緑地等、汚水排水施設、雨水排水施設、給水施設、消防水利、ごみステーション等この要綱で定めるもの以外の公共・公益的施設については、県基準による。

第3章 公共施設の管理の引継ぎ及び公共施設等の用に供する財産の移管に関する基準

(公共施設等の用に供する財産の移管に関する一般共通事項)

第32条 町に移管する公共施設等の用に供する財産は、次の各号条件を具備していなければならない。

- (1) 公共施設等管理者との協議において、町に移管する旨の確認がなされていること。

- (2) 移管する財産に、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (3) 移管する土地は、公図と一致するとともに、境界点が強固な境界標で明示されていること。
 - (4) 移管する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に合致したものであること。
 - (5) 移管しようとする道路、公園緑地等、汚水排水施設、雨水排水処理施設、給水施設、消防水利、ごみステーション等の公共・公益的施設が粗悪なものでないこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、町に移管するに当たり支障があるものでないこと。
- 2 町に移管する土地、建物の所有権移転登記に関する費用は、次の各号に掲げるものを除き、大津町の負担とする。

- (1) 開発者の登記事項証明及び印鑑証明の取得に要する費用
- (2) 移管する土地の字図、登記簿謄本交付申請に要する費用
- (3) 登記承諾書及び所有権移転登記に必要な添付資料の作成及び町への提出に係る一切の費用
(公共施設等の用に供する財産の移管に関する添付図書)

第33条 公共施設等の用に供する財産の移管に関する添付資料等は次表のとおりとし、原則として紙媒体及び電子媒体（PDF、CADデータ等）で提出しなければならない。また、財産の所有権移転にあつては、字図、寄付しようとする財産の登記簿謄本、寄附採納願（別記様式第16号）、土地登記承諾書兼登記原因証明情報、登記事項証明（個人にあつては住民票）、印鑑証明書のほか、所有権移転登記に必要な関係書類を添付するものとする。

財産種別	必要書類					提出先
	竣工図 (平面図)	縦断図・ 横断図	施設構造図	構造計算書	その他	
道路 (道路附属施設を含む)	○ 縮尺1/1000以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/20以上	○ 擁壁等の構造物	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	建設課
橋梁	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/50以上	○	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	建設課
公園緑地等	○ 縮尺1/1000以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/50以上	○ 擁壁、遊具等の構造物	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	都市計画課
消防水利	○ 縮尺1/1000以上	-	-	-	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	防災交通課
汚水排水施設 (下水道施設)	○ 縮尺1/500以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/20以上	○ 必要に応じ	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	下水道課
雨水排水処理施設 (調整池等) 河川、水路	○ 縮尺1/500以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/100以上	○	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	建設課
給水施設	○ 縮尺1/1000以上	-	-	-	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	大津菊陽水道企業団
ごみステーション	○ 縮尺1/1000以上	-	-	-	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	環境保全課
その他公共、 公益的施設	○ 縮尺1/1000以上	○ 縮尺1/100以上	○ 縮尺1/50以上	○ 建築物	○ 工事写真のほか担当課が指示する書類	その他公共、 公益的施設 管理者

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

開発事業等協議申請書

年 月 日

大津町長 様

大津町開発事業等指導要綱(令和 8 年要綱第17号)第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

開 発 者	住所					
	氏名	TEL				
開 発 区 域	菊池郡大津町大字					
代 理 者	住所					
	氏名	(担当:)				
TEL		mail				
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	地目	宅地・農地・山林 その他()			
開 発 事 業 等 の 内 容		戸数		階数		
用 途 地 域						
接 続 道 路		幅員				
都 市 計 画 施 設		里道	有・無	水路	有・無	
排水放流先	雨水	汚水		し尿処理方法		
その他の必要な事項 (上水道利用計画等)						

- 注 1 申請は、要綱第4条第3項に示す必要図書を添付のうえ提出してください。
- 2 この協議申請書の内容が、法令の改正により新しい法令に抵触することとなったときは、再度協議申請書の提出が必要です。
- 3 この協議申請書の内容が変更となる場合は、要綱第4条第5項に基づく変更協議又は変更の届出が必要です。

設 計 説 明 書							
設計の方針							
工区計画		工区名称	工区面積	着手予定年月日	完了予定年月日		
		菊池郡大津町大字	平方メートル	年 月 日	年 月 日		
開発区域内の土地の現況	地域地区	用途地域			その他の地域地区		
	地目別の概要	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
面積	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
土地利用計画	宅地用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他の用地	計		
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
公共施設の整備計画の概要	道路用地	公園用地	排水施設用地	その他の用地	計		
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
公益的施設の配置計画の概要	名称	面積		比率			
		平方メートル		パーセント			
	計	平方メートル		パーセント			
<p>注 1 設計の方針の欄には、当該開発事業等の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を記入して下さい。</p> <p>2 工区が分かれている場合は、総括及び工区毎に記入して下さい。</p> <p>3 公益的施設の配置計画の概要の欄の名称は小学校、保育所、日用品の店舗等と記入するものとし、比率は当該公益的施設の面積の開発区域の面積に対する比率を記入して下さい。</p>							

開発区域内に係る開発事業等同意書

年 月 日

開発者

住所
 商号又は名称
 代表者 様

同意(権利)者

住所
 氏名

印

私が権利を有する 次の物件について、開発事業等に関する工事を行うことに同意します。
 なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 平方メートル	権利の種別	摘要

- 注 1 物件の種類欄には、土地(地目)又は工作物の種類を記入してください。
- 注 2 権利の種別欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
- 注 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、それぞれこの同意書を提出してください。

開発事業等に係る公共施設等管理者との事前協議経過書

開 発 区 域	菊池郡大津町大字	
公 共 施 設 等 の 名 称		
協 議 項 目	協 議 内 容	協 議 結 果
設 計		
管 理 方 法		
土 地 の 帰 属		
費 用 の 負 担		
そ の 他		
協 議 年 月 日 年 月 日	開 発 者	住 所 名 氏 名
	協 議 者	名 代 表 者 名 氏 名
添 付 書 類	・平面図 ・縦断図・横断図 ・施設構造図 ・構造計算書 等	

⑩

注 1 各課に2部提出し、協議後返却された1部のコピーを協議申請書に添付する。

開発事業等関係地域説明会等実施報告書

大津町長 様

開発者 住所
氏名
電話

大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱第17号)第8条第2項の規定により、下記のとおり説明会を実施しましたので報告します。

記

開発区域	菊池郡大津町大字		
開発面積	平方メートル	開発内容	
説明会等 開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分	開催場所	
参加者			
概要 (主な意見質問)			

注1 開発事業等の説明に使用した資料を添付すること。

開発事業等に係る変更(協議・届出)書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け大都第 号で承認のありました開発事業等について、下記のとおり変更したいので大津町開発事業等指導要綱(令和 8 年要綱第17号)第 4 条第 4 項の規定により、(協議・届出)します。

開 発 区 域	菊池郡大津町大字
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
申請時の開発事業等の内容	
工 事 施 工 者 住 所 氏 名	
変 更 の 概 要	
変 更 理 由	
添 付 書 類	

注 1 変更協議と届出の違いについては、要綱第4条第5項のほか、県基準第2節を参照すること。

様

大津町長

開発事業等計画承認書

年 月 日付けで申請のありました開発事業等については、大津町開発事業等指導要綱
(令和8年要綱第17号)第6条第3項の規定により、下記のとおり町の意見を付して承認します。

記

開 発 者	住所 氏名
開 発 区 域	菊池郡大津町大字
開 発 事 業 等 の 面 積	平方メートル
開 発 事 業 等 の 内 容	
町 の 意 見	

開発事業等工事着工届

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け大都第 号で承認のありました開発事業等について、下記のとおり工事に着手します。大津町開発事業等指導要綱(令和 8 年要綱第17号)第 10 条第 1 項の規定により、届け出ます。

承 認 等 年 月 日	年 月 日 第 号
開 発 区 域	菊池郡大津町大字
工 事 着 手	年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 電話
	氏 名
(添付書類) 1. 工事工程計画表 2. 工事に関する連絡体制表 3. 工事に関する緊急連絡網	

開発事業等工事完了届

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け大都第 号で承認のありました開発事業等について、下記のとおり工事が完了したので、大津町開発事業等指導要綱(令和 8 年要綱第 17号)第 10 条第2項の規定により、届け出ます。

記

開 発 事 業 等 の 内 容	
開 発 区 域	菊池郡大津町大字
工 事 着 工	年 月 日
工 事 完 了	年 月 日
(添付書類) 1. 竣工図面 2. 竣工写真 3. 工事写真	

開発事業等に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け大都第 号で承認のありました開発事業等に関する工事下記のとおり廃止したので大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱第17号)第10条第3項の規定により、届け出ます。

記

工 事 を 廃 止 し た 年 月 日	
工 事 の 廃 止 に 係 る 開 発 区 域	菊池郡大津町大字
工 事 の 廃 止 に 係 る 地 域 の 面 積	平方メートル
工 事 を 廃 止 し た 理 由	
今 後 の 予 定 用 途	

注1 工事に着手している場合は、廃止時の当該土地の状況(現状図と写真)を添付すること。

開発事業等に係る変更承認申請書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住所
氏名
電話

年 月 日で完了検査を受けた開発事業等について、大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱第17号)第10条第9項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

開 発 区 域	菊池郡大津町大字
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
申請時の開発事業等の内容	
代 理 人 住 所 氏 名	(担当者:) TEL
変 更 の 概 要	
変 更 理 由	
添 付 書 類	

再生可能エネルギー発電設備撤去届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け大都第 号で承認のありました再生可能エネルギー発電施設について、下記の通り撤去を行うので、大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱第17号)第14条第4項の規定により、届け出ます。

開 発 区 域	菊池郡大津町大字
再生可能エネルギーの種類	水力・風力・地熱・バイオマス・太陽光
撤 去 の 規 模	全面・一部
撤去開始予定年月日	年 月 日()
撤去完了予定年月日	年 月 日()
撤去工事施工者	住所 商号又は名称 代表者 (担当者氏名: 、連絡先)
撤去工事完了後の 現地の保全方法	
(添付書類) 1. 位置図 2. 現地平面図 3. その他撤去の規模を示す書類	

注1 この届出は、住民生活部環境保全課に提出してください。
 2 撤去工事開始前までに、地域への説明会を開催するよう計画してください。

埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

提出日	年 月 日	受付番号:
依頼者	住所	
	商号又は名称	
	担当者	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
包蔵地確認を行う土地	所在地	大津町
	現況	<input type="checkbox"/> 造成地 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> その他()
	予定工期	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
確認目的	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定 <input type="checkbox"/> 開発行為(事前調査を含む) <input type="checkbox"/> 予備調査 <input type="checkbox"/> その他()	
特記事項		

……………以下、大津町教育委員会回答欄……………

回答日	年 月 日
確認事項	<input type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡内 <input type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡等の隣接地 <input type="checkbox"/> 開発区域及びその周辺に包蔵地・遺跡等はありません
	遺跡名:
今後の手続き	<input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出が必要 ・当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、工事着工予定日の60日前までに届出が必要です。 ・土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。 ・工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。
	<input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出不要 ・工事の途中で、遺構や遺物を発見された場合には、そのままの状態です速やかに大津町教育委員会までご連絡ください。(文化財保護法第96条) ・周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。
	<input type="checkbox"/> 後日回答 ・教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。
特記事項	

(受付印)

大津町教育委員会 生涯学習課
〒869-1292 大津町大字大津 1233 番地
大津町役場 庁舎 2 階
TEL 096-293-2180
FAX 096-293-9512
shougai@town.ozu.kumamoto.jp

対応者	回答状況
	<input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 回答済 <input type="checkbox"/> F A X回答済 <input type="checkbox"/> E-mail回答済

再生可能エネルギー発電施設設置予定届出書

年 月 日

大津町長 様

開発者 住 所(所在地)
氏 名(法人名)
担当
電 話

大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱17号)第18条の規定により下記のとおり届け出ます。

所有者	
再生可能エネルギーの種類	水力・風力・地熱・バイオマス・太陽光
設置予定数	
設備の設置予定地(※)	菊池郡大津町大字
設置予定面積	平方メートル
新規・増設等の区分	新規・増設・更新
発電の目的	売電・自家消費・その他()
経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備の認定の有無	有・無
国からの補助金の有無	有・無
設置完了予定年月日	年 月 日

注1 設置予定対象の地番を全て記載してください。
2 この届出は、住民生活部税務課に提出して下さい。

地位承継届出書

年 月 日

大津町長 様

承継人 住 所

氏 名

㊞

電 話

大津町開発事業等指導要綱(令和8年要綱17号)第12条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

承認等年月日	年 月 日 第 号 承認・協定()	
被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 の 原 因		
開 発 事 業 等 の 内 容		
開 発 区 域	菊池郡大津町大字	
事 業 の 概 要 及 び 面 積	平方メートル	
承 継 年 月 日	年 月 日	

寄 附 採 納 願

私儀、
さるようお願いいたします。 として、別添(登記承諾書兼登記原因証明情報)のとおり寄附したいので採納くだ

年 月 日

住 所

氏 名

印

大津町長 様

- 注 1 印鑑証明書及び登記承諾書兼登記原因証明情報を必ず添付してください。
2 法人にあっては、登記事項証明書の添付も必要です。
3 この手続きに使用する印鑑は、実印を押してください。